

第611回茨城県内水面漁場管理委員会（第22期初会議） 次第

日 時 : 令和6年12月19日(木)

辞令交付式終了後

場 所 : 茨城県庁11階1103会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

5 仮議長の選出について

6 議事録署名人の選出について

委員

委員

7 議事

(1) 会長の選出について

(2) 副会長の選出について

(3) 会長及び副会長あいさつ

(4) 議席及び定例日の決定について

(5) 説明事項

ア 委員会の設置、構成、機能と権限について

イ 茨城県内水面漁場管理委員会会議規程等について

ウ 令和6年度年間事業計画及び実績について

(6) その他

8 閉会

第22期 茨城県内水面漁場管理委員会 委員名簿

漁業者代表	たかすぎ のりゆき 高 杉 則 行	5期目	茨城県内水面漁連代表理事会長 久慈川漁協代表理事組合長
漁業者代表	さかもと つとむ 坂 本 勉	2期目	大湊沼漁協代表理事組合長
漁業者代表	た だ よしあき 多 田 悦 章	2期目	常陸川漁協代表理事組合長
漁業者代表	ゆ あさ とよ かず 湯 浅 豊 一	新	はさき漁協監事
学識経験者	みず の えみこ 水 野 恵美子	3期目	環境省環境カウンセラー
学識経験者	や す み なおみち 八 角 直 道	2期目	茨城県内水面漁連専務理事
学識経験者	こん どう なつ こ 今 藤 夏 子	新	国立環境研究所 環境ゲノム研究推進室長
学識経験者	たか おか あけ み 高 岡 明 美	新	那珂川漁協職員
採捕者代表	ほ し い はる み 星 井 晴 美	3期目	(公財)日本釣振興会茨城県支部会計・事務局
採捕者代表	み むら よう こ 三 村 陽 子	新	茨城県釣り団体協議会会員

茨城県内水面漁場管理委員会規程集

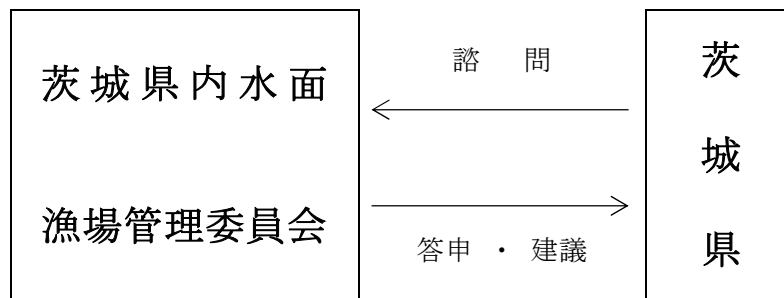
(令和6年12月)

茨城県内水面漁場管理委員会事務局

目 次

1	茨城県内水面漁場管理委員会の設置等根拠及び運営規程等の体系	1
2	内水面漁場管理委員会の設置等関係法律：地方自治法（抜粋） 漁業法（抜粋）	2
3	内水面漁場管理委員会の権限と機能	5
4	内水面漁場管理委員会の会議	
	（1）漁業法（抜粋） 漁業法施行令（抜粋） 漁業法施行規則（抜粋）	11
	（2）茨城県内水面漁場管理委員会会議規程	13
5	茨城県内水面漁場管理委員会傍聴人規程	15
6	茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程	16
	参考 漁業法施行規則（抜粋）	18
7	茨城県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する手続規程	19
	参考 漁業法施行令（抜粋） 行政手続法（抜粋）	22
8	茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程	29
9	茨城県内水面漁場管理委員会公告式規程	31
	参考 茨城県公告式条例（抜粋） 地方自治法（抜粋）	32
10	茨城県内水面漁場管理委員会公印規程	33
11	情報公開関係	
	（1）茨城県情報公開条例施行規程	34
	（2）参考 茨城県情報公開条例	35
	（3）参考 茨城県情報公開条例施行規則	50
12	個人情報保護関係	
	（1）茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程	65
	（2）参考 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例	66
	（3）参考 茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則	73
13	電子申請関係	
	（1）茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程	81
	（2）参考 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	82
	（3）参考 茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	87
14	身分関係	
	（1）茨城県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償	91
	（2）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条に規定する 職員の補償基礎額	93
	参考 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（抜粋）	94
	（3）茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例	95

○ 茨城県内水面漁場管理委員会の設置等根拠及び運営規程等の体系



(設置根拠) 地方自治法第180条の5第2項第5号
漁業法第171条

(所掌事項) 地方自治法第202条の2第5項
別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の
事務を行う。

漁業法第171条第3項

当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、
養殖及び増殖に関する事項を処理する。

(構成) 漁業法第172条
漁業者代表
採捕・養殖・増殖者代表 } 計10名
学識経験者

(任期) 漁業法第173条(準用第143条)・・・4年

(書記の設置) 漁業法第173条(準用第137条6項)

(局長等任命) 事務局規程第3条第2項

(委員会規程)

- 会議規程 (S39.12.14告示第1号)
- 傍聴人規程 (S39.12.14告示第2号)
- 公聴会に関する手続規程 (H7.2.9規程第2号)
- 意見の聴取に関する手続規程 (H7.2.9規程第1号)
- 事務局規程 (S62.4.2規程第1号)
- 公告式規程 (S39.12.14告示第4号)
- 公印規程 (S39.12.14告示第5号)
- 茨城県情報公開条例施行規程 (H12.9.29規程第3号)
- 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程 (H17.8.11規程第1号)
- 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程
(H16.7.29規程第1号)

○ 内水面漁場管理委員会の設置等関係法律

1 地方自治法（抜粋）

（委員会及び委員の設置）

第180条の5

1 （略）

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会、次のとおりである。

(1)～(3) （略）

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 （略）

4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

6 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

8 （略）

（その他の委員会の職務権限）

第202条の2

1～4 （略）

5 （略）海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行（略）う。

（報酬、費用弁償等）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員（略）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 （略）

5 報酬、費用弁償（略）の支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(給料、手当、旅費)

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、(略)委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 漁業法(抜粋)

(内水面漁場管理委員会)

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。(略)

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。(略)

(構成)

第172条 内水面漁場管理委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者(漁業を営む者を除く。)をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもって充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、10人とする。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(準用規定)

第173条 (海区漁業調整委員会の構成、任期等)の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。(略)

<参考：内水面漁場管理委員会に準用する海区漁業調整委員会の主な規定>

第137条(構成)

1 海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。

4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

第138条（委員の任命）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 年齢満18年未満の者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第143条（委員の任期）

1 委員の任期は、4年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

○ 内水面漁場管理委員会の権限と機能

1 諮問に対する答申……諮問機関

(1) 知事の諮問に対する答申

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	資源管理方針を定める場合の知事の諮問に対する答申	第14条 第4項	
2	資源管理方針を変更する場合の知事の諮問に対する答申	第14条 第10項	準用規定 (14-4)
3	知事管理漁獲可能量を定める場合の知事の諮問に対する答申	第16条 第2項	
4	知事管理漁獲可能量を変更する場合の知事の諮問に対する答申	第16条 第5項	準用規定 (16-2)
5	知事許可漁業の規則の制定又は改廃する場合の知事の諮問に対する答申	第57条 第5項	
6	許可又は起業の認可についての適格性の基準のうち、船舶の基準の決定又は変更する場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (41-2)
7	新規の許可又は起業の認可についての制限措置の内容及びその申請すべき期間を定める場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (42-3)
8	新規許可又は起業の許可をすべき船舶等の数が公示数を超えた場合の許可基準を定める場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (42-5)
9	許可の有効期間を、省令で定める期間よりも短い期間に定める場合の知事の諮問に対する答申	第58条	準用規定 (46-2)
10	内水面漁場計画の案を策定した場合の知事の諮問に対する答申	第67条 第2項	準用規程 (64-4)
11	内水面漁場計画変更の案を策定した場合の知事の諮問に対する答申	第67条 第2項	準用規定 (64-8,64-4)
12	漁業権免許の申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第70条	
13	団体漁業権の共有についての請求があった場合の知事の諮問に対する答申	第72条 第7項	
14	漁業権の分割又は変更の免許の申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第76条 第3項	準用規定 (70)
15	個別漁業権の抵当権の設定を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第78条 第3項	
16	個別漁業権の譲渡を認可する場合の知事の諮問に対する答申	第79条 第3項	
17	個別漁業権を取得した者に適格性がなく、適格者に譲渡しないときに漁業権を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第80条 第2項	
18	漁業権免許時に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第86条 第2項	
19	漁業権免許後に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第86条 第4項	準用規定 (86-2)
20	個別漁業権者の休業中の操業を許可する場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第2項	
21	個別漁業権の休業中の操業許可に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (86-2)
22	個別漁業権の休業中の操業許可後に条件を付す場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (86-4)
23	個別漁業権の休業中の操業許可権者が1年又は続く2年間休業したとき操業許可を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (89-3)
24	個別漁業権の休業中の操業許可権者が漁場を不適切な利用や未利用のときに指導又は勧告をする場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (91-3)
25	個別漁業権の休業中の操業許可権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないとき操業許可の取消し又は行使の停止を行う場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (92-3)

26	公益上必要があると認められるとき個別漁業権の休業中の操業許可の変更、取消し又は行使の停止を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第88条 第4項	準用規定 (93-3)
27	漁業権者が1年又は続く2年間休業したとき漁業権を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第89条 第3項	
28	漁業権者が漁場を不適切な利用や未利用のときに指導又は勧告をする場合の知事の諮問に対する答申	第91条 第3項	
29	漁業権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないとき漁業権の取消し又は行使の停止を行う場合の知事の諮問に対する答申	第92条 第3項	準用規定 (89-3)
30	公益上必要があると認められるとき漁業権の変更、取消し又は行使の停止を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第93条 第3項	準用規定 (89-3)
31	錯誤により免許したときに免許を取消す場合の知事の諮問に対する答申	第94条	
32	漁業調整規則の制定、又は改廃する場合の知事の諮問に対する答申	第119条 第8項	
33	委員の任命にあたり、海区の特殊な事情により、漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張又は限定する場合の知事の諮問に対する答申	第138条 第6項	
34	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可の申請があった場合の知事の諮問に対する答申	第165条 第2項	
35	土地又は土地の定着物の所有者又は権利者が、使用権の協議中に土地の形質の変更又は土地の定着物の破損若しくは撤去について許可を受ける場合の知事の諮問に対する答申	第165条 第5項	
36	内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときに増殖計画を定める場合の知事の諮問に対する答申	第169条 第1項	
37	水産動植物を増殖すべき命令に従わないとき漁業権を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第169条 第3項	準用規定 (89-3)
38	遊漁規則の制定又は変更の認可の申請があったときの知事の諮問に対する答申	第170条 第4項	
39	遊漁規則が認可すべきものでなくなり、その変更を命ずる場合の知事の諮問に対する答申	第170条 第6項	
40	休業中の漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
41	公益上必要があると認めるとき漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
42	調整委員会が命じた、他人の土地に立ち入っての障害物の移転若しくは除去等により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
43	県知事が命じた、他人の土地に立ち入っての障害物の移転若しくは除去等により生じた損失に対する補償すべき金額を決定する場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-3)
44	休業中の漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-7)
45	公益上必要があると認めるとき漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる場合の知事の諮問に対する答申	第177条 第14項	準用規定 (177-7)

■ 漁業法施行令の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	大臣が施行令20条1項の権限を履行するとき県が同意する場合の知事の諮問に対する答申	第21条 第3項	

■ 水産資源保護法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	水産動植物の採捕制限等の制定、又は改廃する場合の知事の諮問に対する答申	第4条第 7項	
2	水産動植物の保護・培養のため保護水面を指定する場合の知事の諮問に対する答申	第18条 第3項	
3	保護水面の区域の変更、又は指定を解除する場合の知事の諮問に対する答申	第19条 第2項	準用規定 (18-3)

4	保護水面の管理計画の策定、又は変更する場合の知事の諮問に対する答申	第21条 第4項	準用規定 (18-3)
---	-----------------------------------	-------------	----------------

■ 茨城県内水面漁業調整規則の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	漁業法の 根拠
1	申請者が適格性を有しない場合又は不当な集中に至るおそれがある場合に、許可又は起業の認可をしない場合の知事の諮問に対する答申	第9条第 2項	第71条
2	許可又は起業の認可についての適格性のうち、許可を受けようとする船舶等に関する基準を定め、又は変更しようとする場合の知事の諮問に対する答申	第10条 第2項	第41条第2 項 (第58条で 準用)
3	許可又は起業の認可をしようとする際の、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとする場合の知事の諮問に対する答申	第11条 第3項	第42条第3 項 (第58条で 準用)
4	許可又は起業の認可の申請において、許可又は認可すべき漁業者の数が超過した際の、許可の基準を定める場合の知事の諮問に対する答申	第11条 第5項	
5	漁業調整その他公益上の必要のため、許可又は認可後に条件をつけようとする場合の知事の諮問に対する答申	第13条 第2項	第86条第4 項
6	許可の有効期間の短縮についての知事の諮問に対する答申	第14条 第2項	第46条第2 項 (第58条で 準用)
7	休業により許可を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第19条 第1項	第89条第3 項
8	許可又は起業の認可を受けた者が、適格性を失ったとき又は不当な集中に至るおそれがあるため、その許可等を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第21条 第1項	第92条第3 項
9	許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令違反をしたとき、その許可等の内容変更、取消し又は効力を停止させる場合の知事の諮問に対する答申	第21条 第2項	第92条第3 項
10	漁業調整その他公益上の必要のため、許可又は起業の認可の変更、取消し又は効力を停止させる場合の知事の諮問に対する答申	第22条 第1項	第93条第3 項
11	漁業調整の必要のため、採捕の許可の有効期間を別に定める場合の知事の諮問に対する答申	第30条 第5項	
12	採捕の許可を受けた者が6月間又は引き続き1年間水産動植物を採捕しないとき、許可を取り消す場合の知事の諮問に対する答申	第30条 第7項	
13	試験研究等の適用除外による水産動植物の採捕の許可のうち、増養殖用の種苗の供給のための採捕についての許可をする場合の知事の諮問に対する答申	第41条 第9項	

(2) 大臣の諮問に対する答申

■ 漁業法施行令の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	漁業法183条1項(漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合、大臣が管轄知事を指定する場合、大臣が管轄する場合)を履行する場合、大臣の諮問に対する答申。	第20条 第2項	

2 知事に対する建議……建議機関

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	委員会が発出した水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示に従わない者がある場合知事に指示に従うべきことを命ずるよう申請できる。	第120条 第8項	

3 決定……決定機関

(1) 裁定

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定申請があった場合、相手方に通知し、公示する。	第100条 第2項	
2	入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定申請公示2週間経過後に審議を開始しなければならない。	第100条 第4項	
3	入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定をした場合、裁定申請者に通知し、公示する。	第100条 第7項	
4	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可を受けた者から協議が調わず、又は協議ができないとき裁定申請があった場合、土地又は土地の定着物の所有者又は権利者にこれを通知し、公示する。	第166条 第2項	
5	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可を受けた者から協議が調わず、又は協議ができないときの裁定申請公示2週間経過後に審議を開始しなければならない。	第166条 第6項	
6	使用が3年以上又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において、土地又は土地の定着物の所有者又は権利者から、使用権の設定に代えて土地又は土地の定着物を買取るべき申請があった場合、買取るべき旨の裁定をしなければならない。	第166条 第8項	
7	使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において、土地の上に定着物を有する者から当該工作物の移転料に関する裁定申請があった場合、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。	第166条 第9項	
8	裁定したときは、土地又は土地の定着物の所有者又は権利者に通知し、公示しなければならない。	第166条 第11項	
9	土地又は土地の定着物を貸付しているとき、貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定申請があった場合、当事者にこれを通知し、公示する。	第167条 第2項	準用規定 (166-2)
10	土地又は土地の定着物を貸付しているとき、貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定申請公示2週間経過後に審議を開始しなければならない。	第167条 第2項	準用規定 (166-6)
11	裁定したときは、当事者に通知し、公示しなければならない。	第167条 第4項	準用規定 (166-11)

■ 漁業法施行規則に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定申請があった場合の公示事項	第29条	
2	入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定をした場合の公示事項	第30条	
3	土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議の認可を受けた者から協議が調わず、又は協議ができないとき裁定申請記載事項	第55条	
4	土地又は土地の定着物を貸付しているとき、貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定申請記載事項	第56条	

(2) 指示

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	第1種共同漁業権、第5種共同漁業権を取得した場合に組合員以外の者との行使を適切にするため、必要な指示をする。	第72条 第8項	
2	漁業調整のため等必要がある場合には、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示ができる。	第120条 第1項	
3	都道府県は、委員会が行う漁業調整のため等必要がある場合の、関係者に対する水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限、その他必要な指示について指示できる。	第120条 第3項	

4 意見の聴取及び公聴会の開催

(1) 意見の聴取

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	漁業権免許をしない旨意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第71条 第5項	
2	漁業権の分割又は変更の免許をしない意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第76条 第3項	準用規定 (71-5)
3	漁業権免許後に条件を付すべき旨意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第86条 第4項	準用規定 (86-2)
4	個別漁業権の休業中の操業を許可をしない意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (71-5)
5	個別漁業権の休業中の操業許可後に条件を付すべき旨意見を述べる場合は、申請者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (86-4)
6	個別漁業権の休業中の操業許可権者の休業による操業許可を取り消す意見を述べる場合は、操業許可権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (89-4)
7	個別漁業権の休業中の操業許可権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないときに操業許可の取消し又は行使の停止の意見を述べる場合は、操業許可権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (92-3)
8	公益上必要があると認められるときの個別漁業権の休業中の操業許可の変更、取消し又は行使の停止を命ずる意見を述べる場合は、操業許可権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第88条 第4項	準用規定 (93-3)
9	休業により漁業権を取り消す意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第89条 第4項	
10	漁業権者が免許後に適格性を失ったとき、漁業関係法令違反をしたとき又は漁場の不適切な利用や利用しないときの勧告に従わないときに漁業権の取消し又は行使の停止の意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第92条 第3項	準用規定 (89-4)
11	公益上必要があると認められるときの漁業権の変更、取消し又は行使の停止を命ずる意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第93条 第3項	準用規定 (89-4)
12	水産動植物を増殖すべき命令に従わないとき漁業権を取り消す場合の意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第169条 第3項	準用規定 (89-4)
13	休業中の漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第177条 第14項	準用規定 (177-7)
14	公益上必要があると認めるとき漁業許可の変更、取消、又はその行使の停止処分により利益を受ける者があるとき補償すべき金額の全部又は一部を負担させる意見を述べる場合は、漁業権者に文書で理由を通知し、公開による意見の聴取を行う。	第177条 第14項	準用規定 (177-7)

■ 漁業法施行令の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	行政手続法第三章第二節(聴聞)の規定(第15条第1項第4号、第18条第1項、第19条、第20条第6項、第25条から第28条までを除く)は89条4項(86条4項(88条4項(88条5項の準用含む)の準用含む)、88条4項、92条3項(88条4項の準用含む)、93条3項(88条4項の準用含む)、116条4項及び169条3項、177条14項で準用する同条7項の準用含む)の意見の聴取において準用する。 この場合、行政手続法16条4項の「行政庁」と「主催者」は「内水面漁場管理委員会」と、18条2項の「前項」は「漁業法89条6項」と、「当事者」とあるのは、「当事者等」と、18条3項、20条1項、2項、4項、24条3項の「行政庁」は「県」と、18条3項の「前二項」は「漁業法89条6項」と読み替える。	第9条第 1項	準用規定 (行政手続 法)
2	定めのない事項は委員会が定める。	第9条第 3項	

■ 漁業法施行規則の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	内水面漁場計画の案に公聴会で意見を述べる場合の意見聴取の制限	第23条	

(2) 公聴会の開催

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	内水面漁場計画の案に意見を述べる場合は、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聞く。	第67条 第2項	準用規程 (64-5)
2	内水面漁場計画変更の案に意見を述べる場合は、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聞く。	第67条 第2項	準用規定 (64-8,64-5)

5 その他

(1) 調査権

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	委員会は、漁業者、漁業関係者に出頭を求め必要な報告を聴し、漁場、事務所等を調査させることができる。	第173条	準用規定 (157-1)
2	委員会は、他人の土地に立ち入って、測量し、検査し又は測量、検査の障害物を移転若しくは除去することができる。	第173条	準用規定 (157-2)

(2) 同意

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	委員は正当な事由があるときは、知事及び委員会の同意を得て辞任できる。	第173条	準用規定 (141)

(3) 通知受理

■ 漁業法施行令の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	漁業法183条1項(漁場が二以上の都道府県に知事の管轄に属する場合、大臣が管轄知事を指定する場合、大臣が管轄する場合)を履行する場合、知事、調整委員会に通知しなければならない。	第20条 第3項	
2	施行令20条2項により大臣が管轄する場合、知事、調整委員会に通知しなければならない。	第21条 第4項	

(4) 報告受理

■ 漁業法の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	個別漁業権の休業中の操業許可権者から、資源管理状況、漁場の活用状況等を報告を受ける	第88条 第4項	準用規定 (90-2)
2	漁業権者から、資源管理状況、漁場の活用状況等を報告を受ける	第90条 第2項	

■ 漁業法施行規則の規定に基づくもの

	規定内容	規定条 項	準用(準 用条項)
1	知事は漁業権者からの資源管理の状況等の報告に意見を付して、1年に1回以上、委員会へ報告	第28条 第3項	

○ 内水面漁場管理委員会の会議

漁業法（抜粋）

（委員会の会議）

第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第146条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（準用規定）

第173条 略（前掲）

漁業法施行令（抜粋）

（会長の職務）

第13条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（海区漁業調整委員会の会議）

第14条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第15条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。

漁業法施行規則（抜粋）

（議事録）

第47条 法第145条第4項（法第173条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第145条第4項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から3年間とする。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会会議規程

昭 和 3 9 年 1 2 月 1 4 日

茨城県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

改正 昭和 42 年 9 月 1 日内漁管委告示第 1 号

令和 2 年 12 月 3 日内漁管委告示第 2 号

令和 3 年 9 月 16 日内漁管委告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 茨城県内水面漁場管理委員会の会議は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(事務所の所在地)

第 2 条 委員会の事務所は、茨城県農林水産部漁政課内に置く。

(会長等)

第 3 条 委員会には、会長、副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の権限)

第 4 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長ともに事故あるときは、委員の中で最年長の者が、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が必要であると認めたとき、又は委員の 3 分の 1 以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 会議の招集は、会議の日時及び場所とともに会議に付すべき議案その他必要事項を各委員及び関係者に通知して行う。

3 会議は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。

5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。

6 議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席不能の場合の届け出)

第 6 条 委員は、遅参、退席又は欠席しようとするときは、その旨を会長に届け出なければ

ならない。

(議事録)

第7条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。ただし、軽易な事項に関しては記載を省略することができる。

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席委員2人以上が署名しなければならない。

第8条 議事録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に出席した関係者の氏名
- (4) 会議に付した議題
- (5) 議事の概要及び議決事項
- (6) その他必要と認めた事項

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和39年12月15日から施行する。

付 則 (昭和42年告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年告示第2号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

付 則 (令和3年告示第1号)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年9月3日から適用する。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会傍聴人規程

昭 和 3 9 年 1 2 月 1 4 日

茨城県内水面漁場管理委員会告示第2号

改正 令和2年12月3日内漁管委告示第3号

第1条 内水面漁場管理委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年令、住所及び職業を受付簿に記入しなければならない。

第2条 傍聴人の数は、会場及びその他の状況により制限することができる。

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 名目の何たるを問わず、旗又はのぼりの類を所持する者
- (4) 形の大小を問わず、貼紙、ビラ、掲示板又はプラカード類を所持する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長において傍聴を不適當と認める者

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前各号のほか、会長において、会議の妨害となるような言動をするおそれがあると認める者

第5条 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

第6条 傍聴人は、議長の要請があった事項にのみ限って発言を許可されることがある。

第7条 傍聴人は、前各号に定めるもののほか、議長の指示に従わなければならない。

付 則

この規程は、昭和39年12月15日から施行する。

付 則（令和2年告示第3号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程

平成 7 年 2 月 9 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 2 号

改正 令和 2 年 12 月 3 日内漁管委規程第 2 号

(趣 旨)

第 1 条 茨城県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が漁業法の規定に基づいて、公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第 2 条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第 3 条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(日時及び案件の公示)

第 4 条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、その開催の期日から 7 日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(1) 県の広報に掲載すること

(2) 茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示すること

(文書の提出)

第 5 条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）にあらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第 6 条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係のある者

(公述の機会均等)

第 7 条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者があるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第 8 条 公述者は、公聴会の期日に出席し、自己の氏名、年齢、住所及び職業を発表し会長の許可を得たうえ発言しなければならない。

第 9 条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が、前項の範囲を超え、又は不穏当な言行があったときは、会長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は委員会の同意を得た場合に限り、代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

参考 ○ 漁業法施行規則（抜粋）

（海区漁業調整委員会による意見の聴取）

第23条 法第64条第5項（法第67条第2項において準用する場合を含む。）の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることを定めるものとする。

3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する手続規程

平成 7 年 2 月 9 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号

改正 平成 12 年 3 月 30 日内漁管委規程第 1 号

令和 2 年 12 月 3 日内漁管委規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 茨城県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 86 条第 1 項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 2 項並びに第 93 条第 1 項（これらの規定を法第 88 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 169 条第 2 項並びに第 177 条第 14 項において準用する同条第 6 項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第 2 条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第 3 条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日及び案件の公示)

第 4 条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の 2 週間前までに、令第 9 条第 1 項において準用する行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(1) 県の公報に掲載

(2) 茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示

(意見の聴取の期日の変更)

第 5 条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第 9 条第 1 項において準用する行政手続法第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第 6 条 委員会は、意見の聴取の期日に出席した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱

す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所
- (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (5) 当事者等の弁明の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)
- (6) 提出された証拠の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- (2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- (3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

参考 ○ 漁業法施行令（抜粋）

（海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取）

第9条 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第15条第1項第4号、第18条第1項、第19条、第20条第6項及び第25条から第28条までを除く。）の規定は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う法第89条第4項（法第86条第4項（法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。）、第88条第4項、第92条第3項（法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第93条第3項（法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第116条第4項及び第169条第3項並びに法第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。）の意見の聴取について準用する。この場合において、行政手続法第15条第1項及び第3項並びに第16条第4項中「行政庁」とあり、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第20条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項、第23条並びに第24条第1項及び第3項中「主宰者」とあるのは「海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」と、同法第18条第2項中「前項」とあるのは「漁業法第89条第6項（漁業法施行令第9条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。））」と、「当事者等」とあるのは「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。））」と、同法第18条第3項及び第24条第3項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第18条第3項中「前2項」とあるのは、「漁業法第89条第6項及び前項」と、同法第20条第1項、第2項及び第4項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2 法第89条第6項の規定は、前項において準用する行政手続法第17条第2項に規定する参加人であって、法第86条第1項、第89条第1項、第92条第1項若しくは第2項若しくは第93条第1項の規定（これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第116条第2項若しくは第3項若しくは第169条第2項の規定又は法第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分がされた場合に自己の利益を害されることとなるものについて準用する。

3 前2項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う第1項に規定する意見の聴取に関し必要な事項は、それぞれ海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が定める。

(参考：読み替え表)

第15条第1項及び第3項 第16条第4項	行政庁	海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会
第17条第1項	第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)	
第18条第2項	前項	漁業法第89条第6項(漁業法施行令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)
	当事者等	当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下、「当事者等」という。)
第18条第3項 第24条第3項	行政庁	都道府県知事
第18条第3項	前2項	漁業法第89条第6項及び前項
第20条第1項から第5項まで 第21条 第22条第1項 第23条 第24条第1項及び第3項	主宰者	海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会
第20条第1項、第2項及び第4項	行政庁	都道府県

参考 ○ 行政手続法（抜粋）

（下線部は漁業法施行令（前掲）によって読み替えるもの）

第3章第1節

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1）次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

（2）前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1）公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

（2）法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

3 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

4 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

5 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間

内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合におい

て、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。
(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であった者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人〔平一法一五一本号改正〕

(6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書

類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項〈聴聞の通知の方式〉の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調査及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調査は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調査とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調査及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項〈続行期日等の通知〉の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調査の内容及び同

条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(審査請求の制限)

第27条 この節の規程に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第28条 第13条第1項第1号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者（当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。）は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第29条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第30条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(聴聞に関する手続の準用)

第31条 第15条第3項（聴聞の通知の方式）及び第16条（代理人）の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第30条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第30条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第31条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程

昭 和 6 2 年 4 月 2 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号

改正 平成 5 年 9 月 6 日内漁管委規程第 2 号

平成 12 年 9 月 29 日内漁管委規程第 2 号

令和 2 年 12 月 3 日内漁管委規程第 1 号

令和 5 年 3 月 30 日内漁管委規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、茨城県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 委員会に事務局を置く。

(職の設置)

第 3 条 事務局に書記を置く。

2 事務局に事務局長（以下「局長」という。）を置き、書記のうちから委員会が命ずる。

第 4 条 局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を総理し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け事務を処理する。

(代決)

第 5 条 局長が不在の時（事故があるとき、又はかけたときを含む。）は、あらかじめ局長の指定した職員が、その事務を代決する。

(局長の専決)

第 6 条 局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 職員に関する事務分担の決定

(2) 職員に関する旅行命令及び復命の受理

(3) 職員に関する時間外勤務休日勤務の命令

(4) 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 1 7 年 3 月 2 4 日茨城県条例第 1 号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定

(5) 茨城県情報公開条例（平成 1 2 年茨城県条例第 5 号）の規定に基づく行政文書の開示又は不開示の決定及びその決定期間の決定

(6) 軽易な報告、照会及び回答

(7) その他軽易な事項

(補則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、事務局の職員の服務並びに文書の処理及び整理保存に関しては、知事部局の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成 5 年規程第 2 号）

この規程は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年内漁管委規程第 2 号）

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会公告式規程

昭 和 3 9 年 1 2 月 1 4 日

茨城県内水面漁場管理委員会告示第4号

改正 令和2年12月3日内漁管委告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県内水面漁場管理委員会の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(規程の公告)

第2条 規程は、議決のあった日から起算して7日以内に公告するものとする。

2 規程を公告するときは、番号、年月日、前文及び茨城県内水面漁場管理委員長名を記入するものとする。

3 規程の公告は、茨城県報に登載して行う。ただし、天災事変等により茨城県報に登載して公告できないときは、茨城県庁の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

(施行期日)

第3条 規程は、当該規程において施行期日を定めるもののほか、公告の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(規程以外の事項の公表)

第4条 茨城県内水面漁場管理委員会の所掌事務に関する事項で、公表を要するものの公告は、第2条第3項の規定を準用する。

付 則

この規程は、昭和39年12月15日から施行する。

付 則 (令和2年告示第4号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

参考 ○ 茨城県公告式条例（抜粋）

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならない。

2 公布する条例の書式は、左横書きとするものとする。

3 条例の公布は、茨城県報に登載して行う。ただし、天災事変等により茨城県報に登載して公布することができないときは、茨城県庁の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して、これにかえることができる。

（規則の公布及び規程の公表）

第3条 規則を公布しようとするとき、又は知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則の公布又は規程の公表について準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第4条 前条の規定は、県の機関の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

参考 ○ 地方自治法（抜粋）

第16条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

3 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

5 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会公印規程

昭 和 3 9 年 1 2 月 1 4 日

茨城県内水面漁場管理委員会告示第5号

改正 昭和42年9月1日内漁管委告示第1号

令和2年12月3日内漁管委告示第5号

(趣旨)

第1条 茨城県内水面漁場管理委員会の公印の寸法、ひな形、管守方法その他必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(公印の種類)

第2条 この規程で公印とは、茨城県内水面漁場管理委員会長の印及び茨城県内水面漁場管理委員会の印をいう。

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印の形状、寸法、ひな形等は、別表のとおりとする。

(管守者及び管守方法)

第4条 公印の管守は、事務局長（以下「公印管守者」という。）が行う。

2 公印管守者は、公印を常に堅固な容器に納めて保管しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、公印管守者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

付 則

この規程は、昭和39年12月15日から施行する。

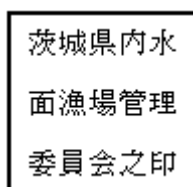
付 則（昭和42年告示第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

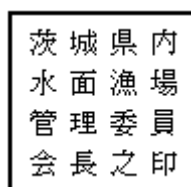
付 則 （令和2年告示第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

別表



24ミメートル 平方



21ミメートル平方

○ 茨城県情報公開条例施行規程

平成 12 年 9 月 29 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 3 号

茨城県公文書の開示に関する条例施行規程（昭和 61 年茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号）の全部を改正する。

茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 5 号）の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県情報公開条例施行規則（平成 12 年茨城県規則第 184 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

参考 ○茨城県情報公開条例

平成12年3月28日

茨城県条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利の付与等につき定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 規則で定める図書館その他の機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（平16条例49・平17条例82・一部改正）

(解釈及び運用の指針)

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることがないように配慮するものとする。

(適正使用)

第4条 行政文書の開示を請求した者は、この条例の規定により行政文書の開示を受けたときは、当該行政文書に係る情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければな

らない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例、規則等を含む。第17条において同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定

する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

- (3) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平14条例40・平15条例5・平16条例1・平18条例1・平19条例43・平28条例5・令4条例37・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令4条例37・一部改正)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示

することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(議会への事案の移送)

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により作成されたものであるときその他議会の議長（以下「議長」という。）において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、議長と協議の上、議長に対し事案を移送することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 事案の移送を受けて議長が開示の実施をする場合には、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平12条例74・追加)

(議会からの事案の移送の処理)

第14条の3 実施機関は、茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第14条第1項の規定に基づき事案の移送を受けたときは、同条例の規定による開示請求があった日に、この条例の規定による開示請求があったものとみなして、当該事案の処理を行しなければならない。

(平12条例74・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条第2項及び第21条において

「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平14条例40・平16条例1・平28条例5・令4条例37・一部改正)

(開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 行政文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(平28条例5・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例5・全改)

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茨城県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平28条例5・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例5・一部改正）

第2節 審査会の調査審議の手続等

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（平28条例5・一部改正）

(意見の陳述)

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平28条例5・一部改正)

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平28条例5・一部改正)

(委員による調査手続)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平28条例5・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りで

ない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平28条例5・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第28条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(答申書の送付等)

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平28条例5・一部改正)

(裁決)

第30条 実施機関は、諮問に対する答申があったときは、答申を尊重して裁決をしなければならない。

(平28条例5・一部改正)

第4章 補則

(行政文書の管理)

第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、規則で定めるところにより行政文書の管理に関する規程を設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規則においては、行政文書の作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供)

第32条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第33条 知事は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることがで

きる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第34条 県は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(適用除外)

第35条 法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている文書、図画及び電磁的記録については、この条例の規定は適用しない。

(出資法人の情報公開)

第36条 県は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、県との関係の緊密度、その性格及び業務内容を勘案して規則で定める要件に該当するもの（以下「出資法人」という。）に対し、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開の実施に関し必要な支援を行うものとする。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第38条 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例1・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第77号で平成13年10月1日から施行)

(平13条例38・一部改正)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の茨城県公文書の開示に関

する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定による公文書の開示の請求は、この条例による改正後の茨城県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（茨城県行政組織条例の一部改正）

- 4 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 前項の規定による改正前の茨城県行政組織条例第22条の規定による茨城県公文書開示審査会は、同項の規定による改正後の茨城県行政組織条例第22条の規定による審査会となるものとする。

付 則（平成12年条例第74号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成13年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成14年規則第70号で平成14年10月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨城県情報公開条例第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求（茨城県情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

付 則（平成15年条例第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第49号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第82号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 7 施行日前にこの条例による改正前の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定により病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における改正後の条例の適用については、改正後の条例の相当規定により当該病院事業管理者がした処分その他の行為又は当該病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成18年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年条例第43号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(茨城県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行前に茨城県情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは茨城県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について茨城県情報公開審査会がした調査審議の手続は茨城県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 この条例の施行前に茨城県情報公開審査会の委員であった者については、これを施行日に茨城県情報公開・個人情報保護審査会の委員を退いた者とみなして、付則第7項の規定による改正後の茨城県情報公開条例第28条の規定を適用する。

付 則（平成28年条例第5号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（令和4年条例第37号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考 ○茨城県情報公開条例施行規則

平成12年 9 月21日

茨城県規則第184号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が保有する行政文書についての開示の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項第2号の規則で定める機関)

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 茨城県水戸土木事務所
 - (2) 茨城県立図書館
 - (3) 茨城県近代美術館
 - (4) 茨城県陶芸美術館
 - (5) 茨城県立歴史館
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館、美術館、博物館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして知事が指定したもの
- 2 知事は、前項第6号の規定により指定をしたときは、当該指定した機関の名称及び所在地を茨城県報で告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(平28規則40・一部改正)

(条例第2条第2項第2号の歴史的な資料等の範囲)

第3条 条例第2条第2項第2号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

ア 当該資料に条例第7条第1号から第3号まで（前条第1項第5号に掲げる機関にあつては、条例第7条第1号から第4号まで又は第6号ア若しくはオ）に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は条例第7条第3号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じおそれがある場合又は当該資料を保有する機関において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

(4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

2 前項に規定する資料は、他の機関（実施機関であるものに限る。）から移管を受けて管理しようとするものである場合には、当該他の機関において、第18条第7号に規定する保存期間が満了しているものでなければならない。

（平26規則15・一部改正）

（開示請求書の提出）

第4条 条例第6条第1項の規定による開示請求書の提出は、行政文書開示請求書（様式第1号）により行わなければならない。

2 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（条例第11条第1項の実施機関が定める事項）

第5条 条例第11条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。）を実施することができる日時及び場所

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

2 開示請求書に前条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 前条第2項第1号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合 その旨及び前項各号に掲げる事項（同条第2項第1号の方法に係るものを除く。）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(平17規則15・一部改正)

(開示決定等の通知)

第6条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 行政文書の全部を開示するとき 行政文書開示決定通知書(様式第2号)

(2) 行政文書の一部を開示するとき 行政文書部分開示決定通知書(様式第3号)

2 条例第11条第2項の規定による通知は、行政文書不開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

3 条例第12条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

4 条例第13条の規定による通知は、決定期間特例通知書(様式第6号)により行うものとする。

5 条例第14条第1項及び第14条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(平13規則5・平17規則15・一部改正)

(条例第15条第1項の実施機関が定める事項)

第7条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第15条第2項の実施機関が定める事項)

第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(意見書提出についての通知等)

第9条 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出についての通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第15条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第9号)により

行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第1の5の項において同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表第1の7の項ウにおいて同じ。）に複写したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表第1の7の項エにおいて同じ。）に複写したものの交付
- (4) 電磁的記録（前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- ア 前号ア又はウに掲げる方法
- イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格 X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第1の7の項オにおいて同じ。）に複写したものの交付
- ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第1の7の項カにおいて同じ。）に複写したものの交付
- エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第1の7の項キにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第1の7の項クにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
(平28規則40・令2規則69・一部改正)

(開示の実施の方法等の申出)

第11条 条例第16条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した開示実施方法等申出書（様式第10号）により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

- (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 第5条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知があった場合において、第4条第2項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第16条第2項の規定による申出を改めて行うことを要しない。

(更なる開示の申出)

第12条 条例第16条第4項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した再開示申出書（様式第11号）により行わなければならない。

- (1) 条例第11条第1項に規定する通知があった日
- (2) 最初に開示を受けた日
- (3) 前条第1項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第13条 条例第18条の規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる行政文書の種別（第18条第4号において単に「種別」という。）ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方

法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額とする。）とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 行政文書の開示を受ける者は、第1項の費用のほか郵送料を送付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で送付しなければならない。

（費用の額等の通知）

第14条 条例第16条第2項又は第4項の規定により行政文書の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、実施機関は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に第4条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合において第5条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

（審査会諮問の通知）

第15条 条例第20条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第12号）により行うものとする。

（平28規則40・一部改正）

（提出資料の閲覧請求）

第16条 条例第26条第2項の規定による審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

（平28規則40・一部改正）

（答申の内容の公表）

第17条 条例第29条の規定による答申の内容の公表は、総務部知事公室報道・広聴課において行うものとする。

（平30規則37・令2規則69・一部改正）

（行政文書の管理に関する規程）

第18条 条例第31条第2項の行政文書の管理に関する規程は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 当該実施機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該実施機関の事務及び事業の実績に

ついて文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととするものであること。ただし、アの場合においては、事後に文書を作成することとするものであること。

ア 当該実施機関の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合

イ 処理に係る事案が軽微なものである場合

- (2) 行政文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。
- (3) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の保存期間の基準は、別表第2の左欄に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれその作成又は取得の日（これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、当該特定の日）から起算して同表の右欄に定める期間以上の期間とすること。ただし、当該実施機関において常時使用する行政文書として必要な期間保存することが適当と認めたものを除く。
- (4) 行政文書を作成し、又は取得したときは、前号の行政文書の保存期間の基準に従い、当該行政文書について保存期間を設定するとともに、当該行政文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとするものであること。この場合において、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の行政文書を作成することとするものであること。
- (5) 次に掲げる行政文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。
- ア 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- ウ 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する決定又は裁決の日の翌日から起算して1年間
- エ 開示請求があったもの 条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
- (6) 行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、保存期間が満了する

前に、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了する前にこれを更に延長しようとするときも、同様とすることとするものであること。

(7) 保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次号において同じ。）が満了した行政文書については、第2条第1項に規定する機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。

(8) 行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該行政文書を廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとするものであること。

(9) 行政文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）及び行政文書（単独で管理することが適当なものであって、保存期間が1年以上のものに限る。）の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項（不開示情報に該当するものを除く。）を記載した帳簿を調製することとするものであること。

(10) 職員の中から指名する者に、その保有する行政文書の管理に関する事務の運営につき監督を行わせることとするものであること。

(11) 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。

（行政文書の管理に関する規程等の閲覧）

第19条 実施機関は、行政文書の管理に関する規程を記載した書面及び前条第9号の帳簿の写しを一般の閲覧に供するため、総務部知事公室報道・広聴課に備え置くものとする。

2 実施機関は、開示請求の提出先とされている機関の事務所において、当該機関に係る前条第9号の帳簿の写しを一般の閲覧に供するよう努めるものとする。

（平30規則37・令2規則69・一部改正）

（施行の状況の公表）

第20条 条例第33条第2項の規定による施行の状況の概要の公表は、開示請求件数、開示及び不開示の件数並びに審査請求の状況について、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(平28規則40・平29規則11・一部改正)

(条例第36条の規則で定める要件)

第21条 条例第36条の規則で定める要件は、会社法（平成17年法律第86号）の規定による株式会社等以外の法人であり、かつ、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資していることとする。

(平18規則57・一部改正)

付 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第57号）

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年規則第40号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条各項の規定によりされた決定に係る行政文書（同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。）の開示に係る費用の額については、第1条の規定による改正後の茨城県情報公開条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成29年規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年規則第37号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（平15規則4・平28規則40・一部改正）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 乾式複写機により複写したもの（単色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき10円
	イ 乾式複写機により複写したもの（多色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき20円
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの（A4判のものに限る。）の交付	1枚につき10円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき310円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき380円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したもの（単色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき10円
	イ 用紙に出力したもの（多色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき20円

	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき100円。ただし、電磁的記録を1枚に2件名以上複写する場合は、2件名目からの1件名につき50円を加算した額
	エ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき350円。ただし、電磁的記録を1枚に2件名以上複写する場合は、2件名目からの1件名につき100円を加算した額
	オ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	カ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	キ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	ク 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 件名とは、第10条第3項第3号に規定する電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存するうえでの最小の情報の集合物をいう。
- 3 行政文書の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

別表第2（第18条関係）

行政文書の区分		保存期間
1	ア 条例，規則及び訓令の制定，改廃に関する決裁文書 イ 県行政の総合企画，総合調整及び運営に関する基本方針の決定並	20年

	びにその変更に関する決裁文書 ウ 執行期間が20年間存続する事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書 エ 法律関係が20年間存続する契約，覚書，協定その他の権利義務に関する決裁文書 オ 法律関係が20年間存続する許可，認可，免許，承認等の行政処分に関する決裁文書 カ 訴訟及び土地収用に関する決裁文書で重要なもの キ 公有財産及び国有財産の取得に関する決裁文書 ク アからキまでに掲げるもののほか，実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの	
2	ア 執行期間が10年間存続する事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する決裁文書（1の項ウに該当するものを除く。） イ 法律関係が10年間存続する契約，覚書，協定その他の権利義務に関する決裁文書（1の項エに該当するものを除く。） ウ 法律関係が10年間存続する許可，認可，免許，承認等の行政処分に関する決裁文書（1の項オに該当するものを除く。） エ 訴訟及び土地収用に関する決裁文書（1の項カに該当するものを除く。） オ アからエまでに掲げるもののほか，実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（1の項に該当するものを除く。）	10年
3	ア 契約，覚書，協定その他の権利義務に関する決裁文書（1の項エ又は2の項イに該当するものを除く。） イ 許可，認可，免許，承認等の行政処分に関する決裁文書（1の項オ又は2の項ウに該当するものを除く。） ウ 監査及び検査に関する決裁文書で重要なもの エ アからウまでに掲げるもののほか，実施機関がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（1の項又は2の項に該当するものを除く。）	5年

4	ア 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する 決裁文書（1の項ウ又は2の項アに該当するものを除く。） イ 許可，認可，免許，承認等の行政処分に関する決裁文書で軽易な もの（1の項オ，2の項ウ又は3の項イに該当するものを除く。） ウ ア又はイに掲げるもののほか，実施機関がこれらの行政文書と同 程度の保存期間が必要であると認めるもの（1の項から3の項までに 該当するものを除く。）	3年
5	ア 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する 決裁文書で軽易なもの（1の項ウ，2の項ア又は4の項アに該当する ものを除く。） イ 契約，覚書，協定その他の権利義務に関する決裁文書で軽易なも の（1の項エ，2の項イ又は3の項アに該当するものを除く。） ウ 監査及び検査に関する決裁文書（3の項ウに該当するものを除 く。） エ アからウまでに掲げるもののほか，実施機関がこれらの行政文書 と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（1の項から4の項ま でに該当するものを除く。）	2年
6	ア 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する 決裁文書で特に軽易なもの（1の項ウ，2の項ア，4の項ア又は5の項 アに該当するものを除く。） イ 契約，覚書，協定その他の権利義務に関する決裁文書で特に軽易 なもの（1の項エ，2の項イ，3の項ア又は5の項イに該当するものを 除く。） ウ 許可，認可，免許，承認等の行政処分に関する決裁文書で軽易な もの（1の項オ，2の項ウ，3の項イ又は4の項イに該当するものを除 く。） エ アからウまでに掲げるもののほか，実施機関がこれらの行政文書 と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（1の項から5の項ま でに該当するものを除く。）	1年
7	その他の行政文書	事務処理上必要 な1年未満の期

	間
--	---

備考 決裁文書とは，実施機関の意思決定の権限を有する者が押印，署名又はこれに類する行為を行うことにより，その内容を実施機関の意思として決定し，又は確認した行政文書をいう。

(様式省略)

○ 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

平成 17 年 8 月 11 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号

改正令和 5 年 3 月 30 日内漁管委規程第 2 号

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則（平成 17 年茨城県規則第 59 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

参考 ○茨城県個人情報保護に関する法律施行条例

平成17年 3 月24日

茨城県条例第 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 4 条例37・全改)

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(令 4 条例37・全改)

第 2 章 条例個人情報ファイル簿

(令 4 条例37・全改)

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 3 条 実施機関（知事，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会，公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。以下同じ。）は，規則で定めるところにより，当該実施機関が保有している本人の数が令第20条第 2 項で定める数に満たない個人情報ファイルについて，それぞれ法第74条第 1 項第 1 号から第 7 号まで，第 9 号及び第10号並びに令第21条第 6 項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し，公表しなければならない。

2 前項の規定は，次に掲げる個人情報ファイルについては，適用しない。

(1) 法第74条第 2 項第 1 号から第 8 号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって，その利用目的，記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして令第21条第 7 項で定める個人情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず，実施機関は，記録項目の一部若しくは法第74条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し，又は個人情報フ

ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(令4条例37・全改)

第3章 開示

(令4条例37・旧第4章繰上・改称)

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令4条例37・旧第19条繰上・一部改正)

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(令4条例37・旧第20条繰上・一部改正)

(費用負担)

第6条 保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

2 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

(令 4 条例37・旧第26条繰上・一部改正)

第 4 章 審査会の調査審議の手続等

(平28条例 5・改称, 令 4 条例37・旧第 5 章繰上・改称)

(審査会の調査権限)

第 7 条 茨城県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、法第78条第 1 項第 4 号、第 94条第 1 項又は第102条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(平20条例 2・平28条例 5・一部改正, 令 4 条例37・旧第44条繰上・一部改正)

(委員による調査手続)

第 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第 1 項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(平20条例 2・平28条例 5・一部改正, 令 4 条例37・旧第47条繰上・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第 9 条 審査会は、第 7 条第 3 項の規定による資料の提出又は法第106条第 2 項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 3 項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第 4 項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、

この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平20条例2・平28条例5・一部改正, 令4条例37・旧第48条繰上・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

- 第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(平20条例2・一部改正, 令4条例37・旧第49条繰上)

(守秘義務)

- 第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平20条例2・一部改正, 令4条例37・旧第50条繰上)

(裁決)

- 第12条 実施機関は、諮問に対する答申があったときは、答申を尊重して裁決をしなければならない。

(平28条例5・一部改正, 令4条例37・旧第52条繰上)

第5章 雑則

(令4条例37・旧第6章繰上)

(施行の状況の公表)

- 第13条 知事は、毎年度、各実施機関に係る法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(令4条例37・旧第56条繰上・一部改正)

(委任)

- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が定める。

(令4条例37・旧第57条繰上)

第6章 罰則

(令4条例37・旧第7章繰上)

- 第15条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(令4条例37・旧第61条繰上・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第1号で平成18年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第14条第1項の規定による個人情報の開示の請求は、この条例による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第22条第1項の規定による個人情報の訂正の請求は、改正後の条例第27条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

- 5 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成17年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年条例第82号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 7 施行日前にこの条例による改正前の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはこの条例による改正後の茨城県病院事業の設置等に関する条例、茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定により病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの

は、施行日以後における改正後の条例の適用については、改正後の条例の相当規定により当該病院事業管理者がした処分その他の行為又は当該病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成19年条例第43号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（茨城県個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この条例の施行前に茨城県個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは茨城県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について茨城県個人情報保護審議会がした調査審議の手続は茨城県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 13 この条例の施行前に茨城県個人情報保護審議会の委員であった者については、これを施行日に茨城県情報公開・個人情報保護審査会の委員を退いた者とみなして、付則第11項の規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例第50条の規定を適用する。

付 則（平成20年条例第40号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成27年条例第43号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第50号で平成29年7月18日から施行）

付 則（平成28年条例第5号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成29年条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

付 則（令和3年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第6号及び第53条第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(令和3年規則第57号で令和4年4月1日から施行)

付 則 (令和4年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(茨城県個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた改正前の条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員若しくは職員であった者、旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者に係る改正前の条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第12条、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における改正前の条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する改正前の条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考 ○茨城県個人情報の保護に関する法律等施行細則

令和5年3月30日

茨城県規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、知事が保有する保有個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第3条 法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）により行うものとする。

2 知事は、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル（同条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下「条例個人情報ファイル」という。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 条例第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成は、条例個人情報ファイル簿（単票）（様式第2号）により行うものとする。

4 条例個人情報ファイル簿は、知事が保有している条例個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

5 知事は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

6 知事は、条例個人情報ファイル簿に掲載した条例個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該条例個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当しなくなったときは、遅滞なく、当該条例個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

7 知事は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（様

式第3号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

4 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

5 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見書提出についての通知書等)

第6条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見書提出についての通知書(様式第9号又は様式第10号)により行うものとする。

2 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第7条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(次項第2号及び別表の2の項において「A4判」という。)の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法

は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を乾式複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第87条第1項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項において同じ。）に複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。次項第2号並びに別表の6の項及び8の項において同じ。）に複写したものの交付

- (3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の7の項ウにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の7の項エにおいて同じ。）に複写したものの交付

- (4) 電磁的記録（前号エ又はオに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって、知事はその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号ア又はウに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項オにおいて同じ。）に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下この号において「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項カにおいて同じ。）に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項キにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項クにおいて同じ。）に複写したものの交付

- 4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第8条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第12号）により行うものとする。

（費用負担）

第9条 条例第6条第1項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める費用の額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつて

は、その合算額) とする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第1項の費用のほか郵送料を負担して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。
この場合においては、当該郵送料に相当する額の郵便切手を知事に提出しなければならない。

(費用の額等の通知)

第10条 法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から写しの送付の方法による開示の実施の申出がなされた場合には、知事は、その者に対し、前条の規定により算定した費用の額及び郵送料の額を通知しなければならない。

2 開示請求書に個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第23条第3号に掲げる事項が記載されている場合において同令第24条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知をするときは、当該通知をするときに前項に規定する申出がなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

5 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第18号)により行うものとする。

6 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第13条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第14条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第24号）により行うものとする。

（茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書）

第15条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、茨城県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第25号）により行うものとする。

（施行の状況の公表）

第16条 条例第13条の規定による法の施行の状況の公表は、次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（1）開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事項

（2）審査請求に関する事項

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 乾式複写機により複写したもの（単色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき10円
	イ 乾式複写機により複写したもの（多色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき20円
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額

2	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの（A4判のものに限る。）の交付	1枚につき10円
3	写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
4	スライド	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用相当額
5	録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき310円
6	ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき380円
7	電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したもの（単色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき10円
		イ 用紙に出力したもの（多色刷りで、A3判以下のものに限る。）の交付	1枚につき20円
		ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき100円。ただし、1枚のフレキシブルディスクカートリッジに2件名以上の電磁的記録を複写する場合は、100円に1を超える件名の数に50円を乗じて得た額を加算した額
		エ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき350円。ただし、1枚の光ディスクに2件名以上の電磁的記録を複写する場合は、350円に1を超える件名の数に100円を乗じて得た額を加算した額
		オ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
		カ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

	キ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
	ク 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	作成に要する費用相当額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	作成に要する費用相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 件名とは、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。
- 3 保有個人情報の開示を閲覧、聴取又は視聴により行う場合には、無料とする。

(様式省略)

○ 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

平成 16 年 7 月 29 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号

茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年茨城県条例第 9 号）の規定に基づき、同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年茨城県規則第 60 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

参考 ○茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年 3 月25日

茨城県条例第 9 号

(目的)

第1条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、議会等の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則をいう。）、執行機関の規則その他の規程（法第15条第1項の規則及び法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。以下同じ。）及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 県の機関 議会、執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等, 処分通知等, 縦覧等又は作成等をいう。

(平17条例82・一部改正)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は, 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては, 当該条例等の規定にかかわらず, 規則等で定めるところにより, 電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については, 当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして, 当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は, 同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において, 県の機関は, 当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等することとしているものについては, 当該条例等の規定にかかわらず, 氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は, 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては, 当該条例等の規定にかかわらず, 規則等で定めるところにより, 電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については, 当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして, 当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は, 同項の処分通知等を受ける者の使用に係

る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく申請等又は処分通知等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等)

第10条 この条例における規則等は、執行機関（監査委員，労働委員会，海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。）に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程，公営企業管理者及び病院事業管理者に係る手続等にあつては企業管理規程，その他の機関に係る手続等にあつては当該機関の規程とする。

(平16条例49・平17条例82・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第59号で平成16年5月25日から施行)

(茨城県行政手続条例の一部改正)

2 茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成16年条例第49号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成17年条例第82号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（令和元年条例第20号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

付 則（令和3年条例第13号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（平22条例32・令元条例20・令3条例13・一部改正）

茨城県金属くず取扱業に関する条例 （昭和32年茨城県条例第3号）	第7条第1項及び第3項並びに第21条第1項 及び第5項	第4条
茨城県木材業者等登録条例（昭和36年 茨城県条例第6号）	第5条第3項及び第6条	第4条
茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城 県条例第17号）	第21条第4項及び第5項（これらの規定を 同条第8項において準用する場合を含 む。）	第4条
茨城県議会議員選挙における選挙公報 の発行に関する条例（昭和45年茨城県 条例第54号）	第3条第1項	第3条

参考 ○茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成16年 5 月24日

茨城県規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、又は準じて、他の規則に特別の定めのあるもののほか、知事（知事に置かれる機関若しくは知事の管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものを含む。以下同じ。）に係る手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は知事が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、次に掲げる事項を情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

(1) 知事が指定する様式に記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

2 前項に規定する入力とは、知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続で

きる機能及び接続した際に知事から付与されるプログラムを正常に稼動させられる機能（知事からプログラムを付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

3 知事は、第1項第2号に規定する書面等のうち知事が定める事項が入力され、申請等が行われたときは、知事の定める期間、当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等の提出を求めることができる。

4 知事が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事の定める電子証明書

5 知事が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7 第1項の書面等又は前項の書面等以外の有体物は、知事の定めるところにより、情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等を行った日から知事の定める期限までに提出しなければならない。

8 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

9 知事は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとする事が

できる。

- (1) 申請等を行う者に係る第4項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項
- (2) 申請等を行う者に係る第4項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項
- (3) 電気通信回線を使用して知事に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

（平17規則116・平28規則4・一部改正）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 知事は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 知事は、前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを知事の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する知事の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 知事は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他知事が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 知事は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 知事は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第3条第4項各号に規定する電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信する措置、第3条第5項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置又はこれらに準ずるものとして知事が認める措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、知事の定めるものを当該処分通知等と併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、知事の定めるものを添付する措置とする。

(令2規則84・一部改正)

(その他の手続等)

第8条 知事に係る手続等（情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、第3条から第6条までの規定の例によることができる。

付 則

この規則は、平成16年5月25日から施行する。

付 則（平成17年規則第116号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年 12 月 25 日）抜粋

（目的及び適用範囲）

第 1 条 この条例は、次に掲げる特別職に属する職員の給料、報酬及びその他の給与並びに旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。

(1) ～(12) 略

(14) 海区漁業調整委員会委員

(15) **内水面漁場管理委員会委員**

(16)、(17) 略

（非常勤特別職の職員の給与）

第 6 条 第 1 条第 6 号のうち非常勤の者並びに同条第 7 号及び第 9 号から第 17 号までに掲げる非常勤の特別職の職員（以下「非常勤特別職の職員」と総称する。）の報酬は、別表第 3 に掲げる額とする。ただし、必要があると認められるときは、知事は、非常勤特別職の職員のうち報酬が月額をもつて定められている者の報酬について特別の定めをすることができる。

2 非常勤特別職の職員のうち報酬が月額をもつて定められている者（以下この条において「委員等」という。）の報酬は、その職についた日から支給する。

3 委員等が、任期満了、辞職、失職、罷免等によりその職を離れたときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで報酬を支給する。

4 前 3 項の規定により委員等に報酬を支給する場合であつて、その月の 1 日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 委員等に対する報酬の支給定日は、毎月 10 日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近く、かつ、日曜日、休日又は土曜日でない日を支給定日とする。

（非常勤特別職の職員の費用弁償）

第 9 条 非常勤特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行（住所又は居所から目的地までの旅行をいう。）について、費用弁償として別表第 3 に掲げる職務の級に相当する一般職の職員の受ける旅費の額と同一の額の旅費を支給する。

（旅費及び費用弁償の支給方法）

第 10 条 知事等及び非常勤特別職の職員の旅費及び費用弁償の路程の計算、支給手続、調

整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。

(その他の特別職の職員の給与等)

第 1 1 条 別表第 1 及び別表第 3 に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償については、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で、別に知事が定める。この場合において、非常勤の者に対する報酬は、特別の事由がない限り、日額とする。

別表第 3

職 名	報 酬 日 額		相当する職務の級
内水面漁場管理 委員会の委員	会 長	2 0 , 0 0 0 円	9 級
	委 員	1 7 , 0 0 0 円	

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
第5条に規定する職員の補償基礎額

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年茨城県条例第38号)第5条に規定する職員の補償基礎額を次のように定め、昭和42年12月1日から適用する。

区分	職の区分	補償基礎額
1 議会の議員	議会の議員	報酬月額 $\times$ 30分の1の額とする。
2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員	(1) 執行機関である委員会の長	報酬が日額で定められている執行機関である委員会の長の最高額とする。
	(2) (1)に掲げる者以外の執行機関である委員会の委員及び非常勤の監査委員	報酬が日額で定められている執行機関である委員会の委員の最高額とする。
3 2に掲げる者以外の非常勤の特別職の職員	(1) 報酬が日額で定められている職員	その者について定められている報酬の額とする。ただし、その最低額は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)別表に定める経験年数5年未満の学校薬剤師の補償基礎額、医師にあつては、同表に定める経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額(以下「学校薬剤師等の補償基礎額」という。)とする。
	(2) 報酬が月額で定められている職員	その者について定められている報酬月額を勤務を要する日数で除した額とし、勤務を要する日数が明らかでない者については、その月額を18で除した額とする。ただし、その最低額は、学校薬剤師等の補償基礎額とする。
	(3) 報酬が時間によつて定められている職員	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第4項第1号の規定の例により計算して得た額とする。ただし、その最低額は、学校薬剤師等の補償基礎額とする。
	(4) 報酬が年額で定められている職員又は報酬が定められていない職員	学校薬剤師等の補償基礎額とする。
4 非常勤の一般職の職員	非常勤の一般職の職員	地方公務員災害補償法第2条の規定の例により計算して得た額とする。

参考 ○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）

第69条及び第70条第1項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項等を定め、もつて議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（補償基礎額）

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

（1） 議会の議員 議会の議長が知事と協議して定める額

（2） 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事が定める額

（3）～（5） 略

○ 茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を公布する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事その他の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その県に対する損害を賠償する責任を負う額のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する総務省令で定める方法（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官にあつては、地方自治法施行令第173条の4第1項第2号に規定する総務省令で定める方法）により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を超える額については、賠償する責任を免れるものとする。

- (1) 知事 6
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、**内水面漁場管理委員会の委員**、公営企業管理者、病院事業管理者又は警察本部長 **2**
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 1

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の行為に基づく海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

茨城県内水面漁場管理委員会 令和6年度年間事業計画及び実績

(注)
●…審議事項
□…報告事項
◇…会議

項目		4月 (第606回、4/16)	5月	6月 (第607回、6/26)	7月	8月 (第608回、8/27)	9月 (第609回、9/27)	10月	11月 (第610回、11/26)	12月 (第611回、12/19)	1月	2月 (第612回)	3月
茨城県内水面漁場管理委員会	初 会 議									【第22期初会議】 ● 会長等選出について □ 委員会の設置、構成、機能と権限について 茨城県内水面漁場管理委員会会議規程等について			
	協 議 会 ・ 現 地 調 査								【現地調査】 シジミ漁操業、 シジミ種苗生産等 (涸沼周辺)		【協議会】 ◇ 目標増殖量協議会 〔 水戸・土浦の 2地区で開催 〕		
	委 員 会 指 示 ・ 許 可 等	● たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) ● R6年間事業計画について(協議)		● さけ特別採捕許可について(協議)		● さけ特別採捕許可について(諮問) ● 鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第4、5、6号第5種共同漁業権遊漁規則の変更について(諮問) ● 大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更について(諮問)	● うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ● R7全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について(協議) □ 採捕の許可の更新について(ぼらまき網他)		□ 採捕の許可の更新等について(かにかご他) □ 資源管理の状況等の報告			● R7目標増殖量について(公示)	
	漁 業 調 整 規 則					□ 茨城県内水面漁業調整規則の改正について	● 茨城県内水面漁業調整規則の改正について(協議)		● 茨城県内水面漁業調整規則の一部改正について(諮問)				
	水 試 等 報 告			□ 茨城県におけるアユの調査報告			□ 久慈川アユ釣り教室の取り組みについて		□ 涸沼におけるヤマトシジミの調査報告			□ 内水面資源の状況等について	
	会 議 等 報 告			□ R6全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について		□ R6全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について			□ R6全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果等について				
全 国 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 連 合 会			◇ 通常総会 (東京、5/31)					◇ 研修会 (東京、10/4) ◇ 東日本ブロック協議会 (山形、10/31)					

内水面第5種共同漁業権の増殖義務・目標増殖量について

このことに関し水産庁長官から技術的助言が示されている。

※技術的助言とは、大臣は地方公共団体に対し、その事務の運営等について適切と認める技術的助言をすることができる、という規定。（地方自治法第245条の4第1項）

令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知（技術的助言）

「海区漁場計画の作成等について」（抜粋）

3. 共同漁業権

（7）第五種共同漁業権について

- ① 内水面における第五種共同漁業の免許には、法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。
- ② 法第168条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。
- ⑤ 第五種共同漁業は、漁業権者が増殖をする場合でなければ免許されず、また、漁業権者が増殖を怠った場合にはその漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力等を十分に勘案し、適正なものとするよう考慮する。

また、稚魚放流に偏重することなく内水面の豊度に応じた卵放流や親魚放流の他、産卵床・産卵場の造成等繁殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ・汲み下ろし放流等による水産資源の遡上の確保等、その効果に根拠があると認められる手法について、これらの組み合わせについても併せて検討する。

（ 中 略 ）

都道府県知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施状況等の報告を求める。

(参考)

漁業法

(内水面における第5種共同漁業権の免許)

第168条

内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。
- 3 前項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。
- 4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第1項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。